

## 議案第20号

### 平成19年度鳥取県営病院事業会計予算

(総則)

第1条 平成19年度鳥取県営病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

|               |           |
|---------------|-----------|
| (1) 病床数       | 735床      |
| (2) 年間入院患者数   | 233,142人  |
| (3) 年間外来患者数   | 333,690人  |
| (4) 一日平均入院患者数 | 637人      |
| (5) 一日平均外来患者数 | 1,362人    |
| (6) 主要な建設改良事業 |           |
| 厚生病院本館等改築整備事業 | 826,048千円 |
| 医療機器備品        | 647,993千円 |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

| 収 入        |              |
|------------|--------------|
| 第1款 病院事業収益 | 14,599,531千円 |
| 第1項 医業収益   | 12,730,517千円 |
| 第2項 医業外収益  | 1,761,246千円  |
| 第3項 特別利益   | 107,768千円    |
| 支 出        |              |

|            |              |
|------------|--------------|
| 第1款 病院事業費用 | 15,957,921千円 |
| 第1項 医業費用   | 15,029,899千円 |
| 第2項 医業外費用  | 443,865千円    |
| 第3項 特別損失   | 484,157千円    |

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額457,475千円は過年度分損益勘定留保資金457,475千円で補てんするものとする。）。

収 入

|              |             |
|--------------|-------------|
| 第1款 資本的収入    | 2,073,026千円 |
| 第1項 企業債      | 1,442,500千円 |
| 第2項 負担金      | 622,798千円   |
| 第3項 固定資産売却代金 | 7,728千円     |

支 出

|                  |             |
|------------------|-------------|
| 第1款 資本的支出        | 2,530,501千円 |
| 第1項 建設改良費        | 1,467,070千円 |
| 第2項 企業債償還金       | 1,003,431千円 |
| 第3項 他会計からの借入金償還金 | 60,000千円    |

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

| 事 項             | 期 間                  | 限 度 額   |
|-----------------|----------------------|---------|
| ICカード出退勤システム賃借料 | 平成20年度から<br>平成23年度まで | 7,584千円 |

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

| 起債の目的        | 限度額             | 起債の方法   | 利率  | 償還の方法  |
|--------------|-----------------|---|---|--|
| 病院事業費に<br>充当 | 千円<br>1,442,500 | 証書借入れ又は証券発行の方法により財政融資資金その他より借入れするものとする。ただし、事業又は県財政の都合により起債額の全部又は一部を翌年度に繰り延べて起債することができる。 | 10%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び公営企業金融公庫資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率） | 借入年度から1年すえ置き、じ後29年度間に償還するものとする。ただし、県財政その他の都合によりすえ置き及び償還年限を短縮又は延長して起債し、あるいはすえ置き又は償還期間中であっても償還年限を短縮し、延長し、又は繰上償還を行い、若しくは借換えすることができるものとする。 |

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、1,900,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 8,276,250千円

(2) 交際費 800千円

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、3,876,044千円と定める。

(重要な資産の取得)

第10条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

| 種 類    | 名 称        | 数 量 |
|--------|------------|-----|
| 医療機器備品 | 血管撮影画像処理装置 | 一 式 |

平成19年2月13日提出

鳥取県知事 片 山 善 博